

## 子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン 予防接種の健康被害救済制度について

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づかない、任意の予防接種です。予防接種の説明書に記載されている説明をよく読み、効果と副作用をご理解いただき、医師と相談した上で接種を受けてください。

万が一、これら3つの予防接種によって引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合には、「予防接種事故賠償補償保険に基づく補償」および「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（以下PMDA）」による補償を受けることができます。

### ➤ 予防接種事故賠償補償保険に基づく補償について

- ・ 予防接種が原因で死亡した場合や身体に障害が生じた場合、その健康被害の程度に応じて、広島市が加入する保険から、健康被害死亡補償保険金もしくは障害補償保険金が支給されます。
- ・ ただし、その健康被害が今回の予防接種の副作用によるものかどうかの判断については、保険会社で事故調査を行ったうえ、支給の可否を決定します。
- ・ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、最寄りの保健センター（厚生部健康長寿課）または広島市健康福祉局保健医療課へご相談ください。

### ➤ PMDA による補償について

- ・ 予防接種が原因で健康被害が生じた場合、程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料が支給されます。
- ・ 給付の請求は、健康被害をうけた本人またはその遺族が直接 PMDA に対して行います。  
ただし、その健康被害が今回の予防接種の副作用によるものかなどの判断については、厚生労働省で審議され、厚生労働大臣の判定結果をもとに、PMDA において支給の可否を決定します。
- ・ 給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師及び下記の独立行政法人 医薬品医療機器総合機構へご相談ください。

- 子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成は、平成23年度末（平成24年3月31日）まで実施します。
- 対象期間を過ぎて接種する場合、予防接種にかかる費用は全額自己負担となります。また、その接種で健康被害が生じた場合は、予防接種事故賠償補償保険に基づく補償の対象外となり、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）に基づく補償のみが対象となります。

### 【お問い合わせ先】

中保健センター	504-2528	東保健センター	568-7729	南保健センター	250-4108
西保健センター	294-6235	安佐南保健センター	831-4942	安佐北保健センター	819-0586
安芸保健センター	821-2808	佐伯保健センター	943-9731	健康福祉局保健医療課	504-2622

### 【独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA） お問い合わせ先】

救済制度総合窓口

電話：0120-149-931（月～金 9：00～17：30 祝日、年末年始を除く）

ホームページ <http://www.pmda.go.jp>